

○文部科学省告示第五十一号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号ロの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二条 規則第一条第一項第四号ロに規定する団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 アメリカ合衆国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア</p> <p>四 六 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>第二条 規則第一条第一項第四号ロに規定する団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 五 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。